

2027年国際園芸博覧会（屋外出展）に係るデザイナー選定委員会設置要綱

（名称）

第1条 この委員会は、2027年国際園芸博覧会（屋外出展）に係るデザイナー選定委員会（以下、「選定委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 2027年国際園芸博覧会への出展作品を設計するデザイナーを公募により決定するため、公募要領及び評価基準を定め、評価項目に基づき審査を行うことを目的とする。

（職務）

第3条 選定委員会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- （1）デザイナー公募要領の検討に関すること
- （2）デザイナー選定のための評価項目、評価基準の検討に関すること
- （3）応募者から提出された企画提案書の審査に関すること
- （4）前各号に掲げるもののほか、選定委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

（組織及び委員）

第4条 選定委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- （1）委員の任期は、選定委員会が設置された日から前条の目的を達成する日までとする。
- （2）選定委員会の事務局は、福岡県建築都市部公園街路課に置く。

（委員長）

第5条 選定委員会には、委員長を置く。

- （1）委員長は、委員の互選により選任する。
- （2）委員長は、選定委員会の会務を総理する。
- （3）委員長に事故がある場合、又は会議に出席できない場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第6条 選定委員会の会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長は会議の進行にあたる。

- （1）会議は、委員の過半数の出席をもって成立することとする。
- （2）会議を欠席する委員は、委員長を通じて、会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。
- （3）委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に必要な事項は、事務局が委員長と協議の上、定める。

附則 この要綱は、令和7年11月11日から施行する。

(別表)

2027 年国際園芸博覧会（屋外出展）に係るデザイナー選定委員会 委員名簿

(順不同、敬称略)

氏名	所属	分野
包清 博之	九州大学 名誉教授	造園
飛松 誠自	福岡県花商団体連合会 会長	花き
柴田 久	福岡大学工学部社会デザイン学科 教授	景観・都市計画
田上 健一	九州大学芸術工学部環境設計コース 教授	建築
山田 育昭	福岡商工会議所 観光アドバイザー	観光